

商船三井ロジスティクスの残業代不払いを断罪する判決を求める要請

～残業代不払いの違法を潜脱した「労働条件不利益変更」の無効を求める～

港湾労働組合
執行委員長 奥村 芳明

基本的人権を擁護し、社会的正義の実現に奮闘されている貴裁判所に対して敬意を表します。

被告・商船三井ロジスティクス(株)は、新人事制度と称して「労働者と合意することなく労働者の不利益に労働条件を変更することはできない」とした労働契約法第9条の「法の主旨」に反して、不当に労働条件の不利益変更を行いました。私たちは、労働契約法に反するこの不当な労働条件の不利益変更について、制度の無効を前提とする残業代の支払いを命じる判決が出されることを求めます。

被告会社は、同社従業員の原告菊池、中山を含む専任管理職について、労基法41条2号の管理監督者に該当するとして残業代を支払っておりませんでした。そして、原告らを管理監督者として扱うことが違法である点は、既に労働基準監督署からの是正勧告により明らかとなっています。

ところが同社は、法令遵守をしているよう見せかけるため人事制度を改定しました。その内容は、原告らの従来の基本給を、「減額された基本給」と「残業23時間分の固定残業代」にわけて支払うというものでした。

管理監督者としての運用が違法であった以上、正当な残業代が支払われなければなりません。しかし、被告会社はこの制度改定により、基本給を減額し23時間分の残業代を支給とすることで、事実上、違法な管理監督者と扱うことでの残業代不払いとほぼ同様の運用を続けることとしました。原告らの職務内容を変えることなくです。

大企業によるこのような行為が可能なのであれば、違法な管理監督者としての取り扱いが明白になったとしても、実質的には残業代が払われないに等しい運用がまかり通ることになります。このことは、違法な管理監督者運用に対する反省や労働者への賠償責任も負うことなく責任を逃れることが可能であることを意味し、悪しき前例となることはもちろん大問題です。

さらに被告会社は専任管理職を組織しない、社内の過半数に満たない労働組合と協議し、合意したことをもって労働者の合意を得ていると説明しています。その上で、対象となる専任管理職に対して残業代未払いが違法であったことを隠し、基本給を引き下げることが不利益な変更ではないと説明し、その説明は港湾労働組合との団体交渉でも同じように繰り返されました。

全国で後を絶たない企業による一方的で不当な労働条件の不利益変更によって苦しむ労働者を救うためにも、また真面目に法令遵守を行う経営者の尊厳を守るためにも、貴裁判所が法の精神に則って公正なる判断を下されるよう要請するものです。

| 氏名 | 住所 |
|----|----|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |